様式第3号(第3条関係)

固定資産税等の特例に関する減額不承認通知書

第　　　　　　　　　号

　　　　　年　　月　　日

住所(所在地)

氏名(法人名)　　　　　　　　　様

桐生市長　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった固定資産税等の特例に関する減額については、次のとおり決定したので、桐生市重要伝統的建造物群保存地区における桐生市市税条例及び桐生市都市計画税条例の特例を定める条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

1．不承認理由

2．不服申立てについて

　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、桐生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。  
　前記の審査請求に係る裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係るその裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市を被告として（桐生市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、この裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。